



人間と人民の権利に関するアフリカ（バンジュール）憲章

(1981年6月27日採択、*OAU Doc. CAB/LEG/67/3 rev. 5, 21 I.L.M. 58 (1982)*、
1986年10月21日発効)

193

前文

「人間と人民の権利に関するアフリカ憲章」と称されるこの条約の締約国であるアフリカ統一機構の加盟国は、

1979年7月17日から20日にリベリアのモンロビアで開催された各国政府首脳会議の第十六回常会における、「とりわけ人間の権利および人民の権利を促進し保護する機関の設置を定める、人間と人民の権利に関するアフリカ憲章の素案」の準備に関する決議115(XVI)を想起し、

アフリカ統一機構憲章における「自由、平等、正義および尊厳は、アフリカ諸国民の正当な願望を達成するために欠くことのできない目標である」という規定を考慮し、

アフリカにおけるあらゆる形態の植民地制度を根絶し、かつアフリカ諸国民の生活状態の向上に向けた各国の協力および取り組みを統合しつつ強化し、かつ国際連合憲章および世界人権宣言を正当に考慮した国際協力を促進するための、同憲章の第二条において加盟各国により厳肅になされた誓約を改めて認識し、

人間と人民の権利という概念に関する各國の熟考を触発し特徴付けるであろう、アフリカ諸国の歴史的伝統の美点並びにアフリカ文明の価値を勘案し、

一方で基本的人権は人間の属性から生じるものであり、ゆえに国内的および国際的な保護が正当化されるということを認識するとともに、他方で人民の権利の実現および尊重が必然的に人権の保障となることを認識し、

権利および自由の享受には、あらゆる者がその義務を果たすことも含まれることを考慮し、



今後は進歩に対する権利に特段の注意を払うことが不可欠であること、市民的および政治的権利は、その発想および普遍性において、経済的、社会的および文化的権利と不可分であること、また経済的、社会的および文化的権利の充足により、市民的および政治的権利の享受が保障されることを確信し、

アフリカの諸国民は今なおその尊厳および純然たる独立を求めて奮闘しており、また植民地主義、新植民地主義、アパルトヘイト、シオニズムを排除することに取り組むとともに、攻撃的な外国の軍事基地およびあらゆる形態の差別、とりわけ人種、民族、肌の色、性、言語または政治的意見に基づく差別を廃絶することに取り組んでいるがゆえに、アフリカの完全な解放を達成するというアフリカ諸国の責務を自覚し、

アフリカ統一機構、非同盟国運動および国際連合によって採択された宣言、条約その他の文書に含まれる人間と人民の権利および自由という原則を、アフリカ諸国が遵守することを改めて認識し、

アフリカにおける人間と人民の権利および自由が旧来より重要視されてきたことに鑑みて、それらの権利および自由を促進し保護するアフリカ諸国の責務を強く確信して、

次の通り合意した。

第一部（権利および義務）

第一章（人間と人民の権利）

第一条

この憲章の締約国であるアフリカ統一機構の加盟国は、この憲章に記された権利、義務および自由を承認するとともに、それら権利、義務および自由を実現するための立法措置またはその他の措置を取ることを約束する。

第二条

すべての人は、人種、民族、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位等によるいかなる差別もなしに、この憲章において認められかつ保障されている権利および自由を享受する権利を有する。

第三条

1. すべての人は、法律の前に平等である。
2. すべての人は、法律による平等の保護を受ける権利を有する。



第四条

人間は、侵すべからざる存在である。すべての人間は、その生命およびその身体の全体性を尊重される権利を有する。何人も、ほしいままにこの権利を奪われることはない。

第五条

すべての人は、人間に本来備わった尊厳を尊重されかつその法的地位を認められる権利を有する。人間に対するあらゆる形態の搾取および人間性の剥奪、とりわけ奴隸制、奴隸売買、拷問または残酷な、非人道的なもしくは屈辱的な刑罰もしくは取扱いは、禁じられる。

第六条

195

すべての人は、身体の自由および安全に対する権利を有する。何人も、法律により事前に定められた理由および条件に基づく場合を除き、その自由を奪われることはない。とりわけ、何人もほしいままに逮捕または拘禁されることはない。

第七条

1. すべての人は、その申し立てについて審理を受ける権利を有する。この権利は次のものを含む。(a) 効力のある条約、法律、規制および慣習によって認められ保障された自らの基本的権利を侵害する行為に対して、権限のある国家機関に訴え出る権利。(b) 権限のある裁判所あるいは裁決機関によって有罪とされない限りは、無罪と推定される権利。(c) 自ら選任する弁護人に防御してもらう権利を含め、自らを防御する権利。(d) 妥当な期間内に、公平な裁判所あるいは裁決機関による裁判を受ける権利。
2. 何人も、実行時に法的処罰に値する罪を構成しなかった作為または不作為を理由として有罪とされることはない。実行時に法により規定されていなかった犯罪に対して、いかなる処罰も課してはならない。処罰の対象は個人であり、犯罪を犯した者にのみ課すことができる。

第八条

良心、信仰の表明および宗教の自由な実践は、保障される。何人も、法律および命令によって、これらの自由の行使を制限する措置に服せることはできない。

第九条

1. すべての人は、情報を受け取る権利を有する。
2. すべての人は、法律の範囲内で自らの意見を表明しあつ普及する権利を有する。



第一〇条

1. すべての人は、法律を遵守する限り、結社の自由に対する権利を有する。
2. 第二九条に定められた、団結に関する義務に従い、何人も結社に属することを強制されない。

第一条

すべての人は、他の者と自由に集会する権利を有する。この権利の行使は、法律が定める必要な制限、とりわけ国家の治安のためおよび他の者の安全、健康、道徳、権利および自由の保護のために制定された制限のみを受ける。

196

第一二条

1. すべての人は、法律を遵守する限り、各国の境界内において自由に移転および移住する権利を有する。
2. すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、および自國に帰る権利を有する。この権利は、国家の治安、法と秩序、公衆の健康もしくは道徳を保護するために法律で定められた制限のみを受ける場合がある。
3. すべての人は、迫害を受けた時は、当該国の法律および国際条約に従って、他国への亡命を求めてこれを認められる権利を有する。
4. 合法的に許可されてこの憲章の締約国の領域内にいる外国人は、法律に基づいて行われた決定によってのみ当該領域から追放することができる。
5. 外国人を集団的に追放することは禁じられる。集団的な追放とは、国籍、人種、民族あるいは宗教を同じくする集団を対象とするものである。

第一三条

1. すべての市民は、法の規定に従って、直接にまたは自由に選出された代表者を通じて、自國の政治に参与する権利を有する。
2. すべての市民は、自國において等しく公務につく権利を有する。
3. すべての人は、あらゆる者が法律の下で完全に平等であるという原則に従い、公共財産および公益事業を利用する権利を有する。



第一四条

財産を持つ権利は、保障される。この権利は、該当する法律の規定に従って、公共の便益のためあるいは共同体の全般的な利益のためにのみ侵害される場合がある。

第一五条

すべての人は、公平かつ満足のいく条件の下で労働する権利を有するとともに、同等の労働に対し同等の報酬を受ける権利を有する。

第一六条

1. すべての人は、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する。
2. この憲章の締約国は、自国民の健康を保護するためおよび自国民が病時に医療を受けることを保障するために必要な措置を取る。

197

第一七条

1. すべての人は、教育を受ける権利を有する。
2. すべての人は、自由に共同体の文化生活に参加することができる。
3. 共同体において育まれてきた道徳および伝統的価値観を奨励し保護することは、国の責務である。

第一八条

1. 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会および国による保護を受ける権利を有する。
2. 国は、共同体において育まれてきた道徳および伝統的価値観の守り手である家族を援助する責務を有する。
3. 国は、女性に対するあらゆる差別が解消されることを保障するとともに、国際的な宣言並びに条約において規定される通り、女性と子供の権利を保護することを保障する。
4. 高齢者および障害者は、その物質的あるいは道義的必要性に沿った特別な保護の措置を受ける権利を有する。



第一九条

すべての国の人民は平等である。すべての国の人民は同等の尊重を受け、同一の権利を有する。いかなる場合においても、ある国の人民が別の国の人々を支配することは正当化されない。

第二〇条

1. すべての国の人民は、生存する権利を有する。すべての国の人民は、自決についての完全かつ奪い得ない権利を有する。この権利に基づき、すべての国の人民は、その政治的地位を自由に決定するとともに、自由に選択した政策に従ってその経済的、社会的および文化的な発展を追求する。
2. 植民地化されているあるいは抑圧されている人民は、国際社会が認める何らかの手段に訴えることで、そうした支配による拘束から解放される自由を有する。
3. すべての国の人民は、外国による支配に対する解放闘争において、この憲章の締約国からの政治的、経済的、あるいは文化的援助を受ける権利を有する。

第二一条

1. すべての国の人民は、その富および天然の資源を自由に処分することができる。この権利は、ひとえに人民の利益のためにのみ行使される。人民は、いかなる場合にもこの権利を奪われることはない。
2. 略奪によって財産を取り上げられた人民は、その財産を合法的に取り戻すとともに、適当な補償を受ける権利を有する。
3. 富および天然の資源を自由に処分する権利は、互恵の原則に基づく国際的経済協力、公平な交換および国際法の原則を促進するという義務に違反しない限りにおいて、行使される。
4. この憲章の締約国は、アフリカの統一および団結の強化を目的として、富および天然の資源を自由に処分する権利を単独に、また共同して行使する。
5. この憲章の締約国は、その人民がその天然資源から派生する利益を充分に享受できるように、外国からのあらゆる形態の搾取、とりわけ国際的な独占事業による搾取を排除することを約束する。

第二二条

1. すべての国の人民は、その自由と独自性に当然払われるべき配慮とともに、人類の共通遺産を平等に享有しながら、経済的、社会的および文化的な発展を享受する権利を有する。
2. 国は、単独に、また共同して、発展の権利の行使を保障する責務を有する。



第二三条

1. すべての国の人民は、自国の平和および安全並びに国際的な平和および安全に対する権利を有する。各国間の関係は、国連憲章において暗黙裡に確認されアフリカ統一機構憲章によって再確認された、団結および友好関係の原則によって規定される。
2. 平和、団結および友好関係を強化するという目的において、この憲章の締約国は次のことを保障する。(a) この憲章の第一二条に基づいて亡命の権利を享受する個人が、その母国に対するあるいは他のこの条約の締約国に対する破壊工作に従事しない。(b) 自国の領域が、他の締約国の人民に対する破壊工作あるいはテロリスト活動の基地として使用されない。

第二四条

すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。

199

第二五条

この憲章の締約国は、指導、教育および出版物を通じて、この憲章に含まれる権利と自由の尊重を奨励し確保する責務、およびこれらの権利と自由並びにそれに付随する義務および責務が理解されることを確かにする責務を有する。

第二六条

この憲章の締約国は、裁判所の独立を保障する責務を有するとともに、この憲章が保障する権利および自由の促進並びに保護を付託された適当な国家機関の設置および整備を許容する。

第二章（義務）

第二七条

1. すべての人は、自らの家族および社会、国、その他の法的に認められた共同体および国際的な共同体に対する義務を有する。
2. 各個人の権利および自由は、他者の権利、集団安全保障、道徳および共通の利益に対して当然払われるべき配慮をもって行使される。

第二八条

すべての人は、自らの同胞を差別なく尊重し顧慮する義務、並びに相互の尊重および寛容さを促進し、保護しつつ強化することに向けられた関係を維持する義務を有する。



第二九条

人は、次の義務をも有する。

1. 家族の円満な発展を保つことおよび家族の結合および尊重に努めること。自身の親を常に敬い、必要な際には親を扶養すること。
2. 自身の身体的および知的能力を駆使して、国家共同体に奉仕すること。
3. 自国のまたは自分が居住する国の治安を危険にさらさないこと。
4. 社会の団結および国の団結について、とりわけ国の団結が脅かされた際に、これを保ち強化すること。
5. 国の独立および自国の領土全体を保ち強化すること。法律に従って自国の防衛に貢献すること。
6. 自己の能力および適性の及ぶ限り労働すること。社会の利益のために法律によって課される税金を支払うこと。
7. 寛容、対話および協調の精神に基づき、かつ、全般的に、社会の道徳的安寧の促進に貢献するために、社会のその他の構成員との関わりにおいてアフリカ文化の積極的な価値を保ち強化すること。
8. アフリカの統一の促進および達成のために、常にまたあらゆる次元で、自己の能力の及ぶ限り貢献すること。

第二部（保護の手段）

第一章（人間と人民の権利に関するアフリカ委員会の設置および組織）

第三〇条

人間と人民の権利を促進し、アフリカにおけるそれらの権利の保護を保障するために、アフリカ統一機構内に、人間と人民の権利に関するアフリカ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第三一条

1. 委員会は、十一名の委員で構成される。委員は、声望が高く、高い倫理性、高潔さ、公平さをもって知られ、かつ、人間と人民の権利という分野において適格と認められるアフリカ諸国の国民から選任される。この場合、とりわけ法律関係の経験を有する者に考慮を払うものとする。



2. 委員会の委員は、個人の資格において職務を遂行するものとする。

第三二条

委員会は、同じ国の国民を二人以上含むことはできない。

第三三条

委員会の委員は、この憲章の締約国が提出した候補者名簿から、各国政府首脳会議の秘密投票により選出される。

第三四条

この憲章の各締約国は、二人までの候補者を指名することができる。候補者は、この憲章の締約国の国民でなくてはならない。ある国が二名の候補者を指名する場合、その候補者の一名は、その国とは別の国の国民でなくてはならない。

201

第三五条

1. アフリカ統一機構事務総長は、委員会の委員の選挙の遅くとも四箇月前までに、この憲章の締約国に対し、候補者を指名するよう要請する。
2. アフリカ統一機構事務総長は、1項により提出された候補者のアルファベット順による名簿を作成し、選挙の遅くとも三十日前までに、各国政府首脳にその名簿を送付する。

第三六条

委員会の委員は、六年の任期で選出され、再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち四人の委員の任期は、二年で終了するものとし、ほか三人の任期は、四年で終了するものとする。

第三七条

アフリカ統一機構各國政府首脳會議議長は、最初の選挙後直ちに、第三六条で言及された四人の委員および三人の委員をくじ引きで決める。

第三八条

委員会の委員は、選任後、職務を公平かつ誠実に遂行する旨の厳肅な宣誓を行う。



第三九条

1. 委員会の委員が死亡または辞任した場合には、委員会の委員長は直ちにアフリカ統一機構事務総長にその旨を通知するものとし、同事務総長は、当該委員が死亡または辞任した日からその職が空席となったことを宣言する。
2. 委員会の委員が一時的な不在以外の理由のためその職務を遂行することができなくなったことを他の委員が一致して認める場合には、委員会の委員長はアフリカ統一機構事務総長にその旨を通知するものとし、同事務総長は、当該委員の職が空席となったことを宣言する。
3. 前述1項および2項で考慮されたいずれの場合においても、各国政府首脳会議は、任期を残して職が空席となった委員を、残余の任期が六箇月に満たない場合を除き、別の者に交代する。

第四〇条

委員会のすべての委員は、後任の委員が就任する日まで在任する。

第四一条

アフリカ統一機構事務総長は、委員会の書記官を任命する。事務総長はまた、委員会がその任務を効果的に遂行するために必要な職員および便益を提供する。アフリカ統一機構は、その職員および便益の費用を負担する。

第四二条

1. 委員会は、議長および副議長を二年の任期で選任する。議長および副議長は、再選される資格を有する。
2. 委員会は、その手続規則を定める。
3. 委員会は、七人の委員をもって定足数とする。
4. 賛否同数の場合は、議長が決済投票権を有する。
5. アフリカ統一機構事務総長は、委員会の会合に出席できる。事務総長は審議に参加せず、投票する資格も有しない。ただし、委員会議長は、事務総長の発言を促すことができる。

第四三条

委員会の委員は、その任務を遂行するに当たって、「特権と免除に関するアフリカ統一機構の一般規約」において定められた外交官の特権と免除を享受する。



第四四条

委員会の委員の報酬および手当については、アフリカ統一機構の通常予算において規定を定めるものとする。

第二章（委員会の責務）

第四五条

委員会の機能は、次のものである。

203

1. 人間と人民の権利を促進すること。特に次のことを行う。

- (a) 人間と人民の権利という分野におけるアフリカの諸問題に関し、文書を収集し、研究調査を行うこと。研究会、討論会および会議を企画すること。人間と人民の権利に関わる国および地方の機関を奨励すること。事件が発生した場合に委員会の見解を示すとともに各政府に勧告を行うこと。
- (b) 人間と人民の権利および基本的自由に関する法的問題を解決することに向け、アフリカ諸国 の政府がその立法行為の基礎に置くことのできる原則および規則を策定すること。
- (c) 人間と人民の権利の推進および保護に関わる、アフリカの他の機関および国際機関と協力すること。

2. この憲章に規定された条件の下で、人間と人民の権利の保護を確保すること。

3. 締約国、アフリカ統一機構に属する機関あるいは同機構が認めるアフリカの組織の要請があれ ば、この憲章のあらゆる規定を解釈すること。

4. このほか、各国政府首脳会議から付託されるあらゆる任務を遂行すること。

第三章（委員会が取る手続）

第四六条

委員会は、適当であればいかなる調査の手法をも取ることができる。委員会は、アフリカ統一機構事務総長から、または委員会に対し説明することのできるそれ以外の者から事情を聴取するこができる。



204

各国からの通報

第四七条

この憲章の締約国は、他の締約国がこの憲章の規定に違反したとする十分な理由がある場合は、書面による通知により、当該締約国の注意を喚起することができる。この通知は、アフリカ統一機構事務総長および委員会議長にも送付される。通知を受領した国は、この通知の受領後三箇月以内に、当該事態について明確に説明または陳述する文書を、通知を送付した国に提供する。この文書は、適用する手続および適用し得る手続についての法律および規則に関して、また既に取られたあるいは現在取られている利用可能な救済措置に関して、可能な限り多くの適切な情報を含むものでなければならない。

第四八条

通知を受領した国が最初の通知を受領した日から三箇月以内に、二国間交渉もしくは他の平和的手続によっては当該事案が関係締約国双方の満足するように解決されない場合には、いずれの締約国も、当該事案を委員会議長を通じて委員会に付託する権利を有し、他方の締約国にその旨通告するものとする。

第四九条

第四七条の規定に関わりなく、この憲章の締約国は、他の締約国がこの憲章の規定に違反したと見なす場合には、委員会議長、アフリカ統一機構事務総長および当事国に通知することによって、委員会に事案を直接付託することができる。

第五〇条

委員会は、付託された事案について国内的な救済措置が存在する場合、そのすべての措置が尽くされたことを確認した後に限り、付託された事案を取り扱う。ただし、そうした救済措置の実施手続が甚だしく遅延すると明白に見なされる場合は、この限りではない。

第五一条

1. 委員会は、当事国に対し、あらゆる関連情報を提供するよう要請することができる。
2. 委員会において事案が検討されている期間、当事国はその代表を委員会に出席させることができ、また、口頭あるいは書面による説明を提出することができる。



第五二条

当事国およびその他の情報源から、必要と判断されるすべての情報を取得した後に、かつ、人間と人民の権利の尊重に基づく友好的な解決策に達するためのあらゆる適当な手段を取った後に、委員会は、第四八条にいう通告から起算して妥当と見なされる期間内に、事実および委員会による調査結果を述べた報告書を準備する。この報告は当事国に送付され、各政府首脳会議に通知される。

第五三条

委員会は、その報告を提出する際に、各政府首脳会議に対し、委員会が有益と見なす勧告を行うことができる。

第五四条

205

委員会は、各政府首脳会議の常会に、その活動に関する報告を毎回提出するものとする。

その他の通報

第五五条

1. 委員会の書記官は、委員会の毎回の会合の前に、この憲章の締約国によるもの以外の通報の一覧を作成し、これを委員会の委員に送付する。委員会の委員は、委員会がどの通報を検討すべきかを表明する。
2. 通報は、委員会の過半数が検討すべきと決定した場合に検討される。

第五六条

第五五条にいう、人間と人民の権利に関して委員会が受領した通報は、次の条件を満たしている場合に検討される。

1. 通報を起草した者が、その者が匿名を要請していたとしても、明示されている。
2. アフリカ統一機構憲章あるいはこの憲章の規定に抵触しない。
3. 当事国およびその機関あるいはアフリカ統一機構に対して中傷的なまたは侮辱的な表現で記されたものではない。
4. 報道機関を通じて選別された情報のみに基づいたものではない。



5. 国内的な救済措置が存在する場合、そのすべての措置が尽くされた後に送付されている。ただし、当該措置の手続が甚だしく遅延する場合は、この限りではない。
6. 国内的な救済措置が尽くされた時点から、あるいは委員会が当該事案を審議した日から起算して妥当な期間内に提出されている。
7. 当事国により、国際連合憲章、アフリカ統一機構憲章あるいはこの憲章の規定に含まれる原則に従って既に解決に至った事件ではない。

第五七条

すべての通報は、実質的な討議に入る前に、委員会議長から当事国に通知される。

206

第五八条

1. 委員会による審議の後に、ひとつ以上の通報が、人間と人民の権利について、重大なあるいは大規模な一連の侵害が存在することを示す特定の事件に関わる通報であると見られる場合、委員会は、各政府首脳会議に対し、当該の特定事件への注意を喚起する。
2. その上で各政府首脳会議は、委員会に対し、当該事件に関する詳細な調査を実施すること、また、委員会の調査結果と勧告を付した事実に基づく報告を作成することを要請できる。
3. 委員会により正式に通知された緊急の事件は、委員会から各政府首脳会議議長に提出され、同議長は詳細な調査を要請することができる。

第五九条

1. この憲章の規定の範囲内で取られるすべての措置は、各政府首脳会議が別の決定をする時点までは、開示されることはない。
2. ただし、各政府首脳会議の決定があれば、委員会議長は報告を公表する。
3. 委員会の活動に関する報告は、各政府首脳会議によって検討された後、委員会議長により公表される。



第九章（適用される原則）

第六〇条

委員会は、人間と人民の権利に関する国際法、とりわけ次のものから着想を得るものとする。人間と人民の権利に関するさまざまなアフリカの文書の規定、国際連合憲章、アフリカ統一機構憲章、世界人権宣言、国際連合およびアフリカ諸国により採択された人間と人民の権利の分野におけるその他の文書、並びにこの憲章の締約国が加盟する国際連合の専門機関において採択されたさまざまな文書の規定。

第六一条

207

委員会はまた、法の原則を判断する補助的な手段として、アフリカ統一機構加盟国が明確に承認した規則を定めた一般的なあるいは専門的な国際条約、人間と人民の権利に関する国際基準に合致するアフリカにおける慣例、一般に法として受け入れられている慣習、アフリカ諸国で認められている一般的な法の原則、並びに、判例および法の原理をも考慮に入れるものとする。

第六二条

各締約国は、この憲章が効力を生ずる日から起算して二年ごとに、この憲章によって認められかつ保障された権利および自由を実現するために取った立法措置またはその他の措置に関する報告を提出することを約束する。

第六三条

1. この憲章は、アフリカ統一機構加盟国による署名、批准あるいは支持のために開放しておく。
2. この憲章の批准書または支持書は、アフリカ統一機構事務総長に寄託される。
3. この憲章は、同事務総長がアフリカ統一機構加盟国の過半数による批准書または支持書を受領した後三箇月で効力を生ずる。



第三部 (一般規定)

第六四条

1. この条約が発効した後に、この憲章の該当する条項に従い、委員会の委員が選出される。
2. アフリカ統一機構事務総長は、委員会の設立から三箇月以内に、委員会の最初の会合をアフリカ統一機構本部に招集する。委員会は、最初の会合の後は必要な際に、ただし少なくとも年に一回、委員会議長により招集される。

第六五条

208

この憲章が発効した後にそれを批准または支持する国については、憲章は、その国が批准書または支持書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。

第六六条

必要であれば、この憲章の規定は、特別議定書あるいは合意によって補うことができる。

第六七条

アフリカ統一機構事務総長は、批准書または支持書が寄託されるたびに、この機構の加盟国にその旨通知する。

第六八条

この憲章は、締約国が書面による要請をアフリカ統一機構事務総長に提出すれば、改正することができる。各国政府首脳会議は、すべての締約国がその改正案について正式に通知され、かつ、当該締約国の要請により委員会がその改正案に関する意見を提示した後に初めて、当該改正案を検討することができる。改正は、締約国の過半数の賛成により承認される。改正は、それぞれの国の憲法上の手続に従って改正を受諾した国に対して、事務総長が受諾の旨を伝える通知を受領した後三箇月で効力を生ずる。

1981年6月、ケニアのナイロビにおける第十八回各国政府首脳会議により採択される。

出典 : African Commission on Human and Peoples' Rights

<http://www.achpr.org/>

翻訳提供 : ユナイテッド・フォー・ヒューマンライツ (United for Human Rights)